

## （学生納付特例制度の申請手続き）

日本に住む20歳以上の人は、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付する義務があります。学生納付特例制度は、所得が少ない学生のために、国民年金保険料の納付期限を2年から10年に延ばす制度です。

### 申請のタイミング

※毎年、申請が必要

20歳になったら速やかに申請しましょう。遅れた場合でも2年1カ月前までの期間について申請が可能です(卒業後でも申請できます)。

### 申請時の必要書類

申請書：市区町村役場の国民年金窓口や年金事務所、日本年金機構のホームページから入手可能。申請書は、年度ごとに1枚必要。

添付書類：学生証のコピー(有効期間が表記されているもの)、または在学証明書の原本。

### 提出先

住民票がある市区町村の国民年金窓口または年金事務所(郵送可)。なお、在学している大学等が学生納付特例事務法人の指定を受けている場合は、申請を委託することもできます。

### 審査

申請すると、年度ごとに本人の前年所得が審査されます。

### 申請後

日本年金機構から「承認通知書」または「却下通知書」が届きます。却下通知書が届いた場合は、保険料を納付する必要があります。

## ⇒申請が遅れて障害年金を受けられない例

### 1 在学中に事故で大ケガ

何も手続きせず

事故で大ケガ

学生納付特例の申請



▲20歳(国民年金加入)

### 2 就職して間もなく大ケガ

何も手続きせず

事故で大ケガ

学生納付特例の申請



▲20歳(国民年金加入)

▲就職(厚生年金加入)

### 5月にさかのぼって承認

ただし、このあと、8月の事故の大ケガが原因で障害が残っても、障害年金を受けられない。

### 10月にさかのぼって承認

ただし、このあと、6月の事故の大ケガが原因で障害が残っても、障害年金を受けられない。

## 障害年金を受けられない理由

障害年金を受けるための要件の一つに、「保険料納付要件」があり、納付要件は障害の原因となったケガや病気の初診日の前日時点で判断されます。上の2つのケースは、いずれも事故発生日の前日までに学生納付特例の申請をしていなかったため、障害年金を受けることができません。

### 〈保険料納付要件〉

初診日の前日において、次の①または②を満たすこと

- ①初診月の前々月までの直近1年間が「国民年金・厚生年金の保険料納付済・免除・学生納付特例・納付猶予期間」であること。
- ②初診月の前々月までの「国民年金・厚生年金加入期間の保険料納付済・免除・学生納付特例・納付猶予期間」の合計が3分の2以上あること。

ねんきん相談カフェ



問く人  
健一(21歳)  
専門学校生

答える人  
先生  
社会保険労務士

今回は、学生期間中の国民年金の手続きについてご紹介します。

## 学生期間中に20歳になったら

**健一** 昨年20歳になったときに年金手帳が届いたのですが、学生は就職するまで保険料を払わなくていいんですよね？

**先生** 健一さんは、国民年金保険料の免除など、何か手続きをしていますが？

**健一** 何もしていません。両親からは書類を読んで自分で考えるように言われたのですが、そのままです。

**先生** 20歳までさかのぼって、「学生納付特例制度」の申請ができますから、すぐに手続きしたほうがいいですよ。

**健一** 納付特例って何ですか？

**先生** 学生期間中の国民年金保険料の納付期限を2年から10年に延ばす制度です。

**健一** その制度を利用すると、何か

メリットがあるんですか？

**先生** まず、承認された期間が年金を受けるために必要な期間として数えられること。そして、10年以内に保険料を納付すれば、老齢年金の金額に反映されることです。

**健一** 学生は保険料を払わなくても年金をもらえるって友達から聞いたような気がしますが……。

**先生** 学生の間に事故等で大ケガをして体に障害が残ってしまった場合、障害年金をもらえるという話だったので？

**健一** そういうことなら、大ケガをしたときに手続きすればいいですよ？

**先生** いいえ。大ケガをした日の前日までに申請していないと、障害年金はもらえません。



横山玲子  
(よこやま・れいこ)  
社会保険労務士

横山玲子社会保険労務士事務所代表。  
横山玲子社会保険労務士事務所ホームページ  
<http://www.r-yokoyama-office.jp/>  
Twitterアカウント @mayokor